

# 福岡市公報

令和5年6月12日 第6965号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
----	-----

○一般競争入札の実施（第155号）	1
○開発行為に関する工事の完了（第156号）	2
○指定管理者の公募（第157号）	2

## 公 告

### 福岡市公告第155号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、市有財産を一般競争入札により処分するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年6月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 1 入札に付する財産

所在地	地目	登記簿面積	実測面積
福岡市中央区浄水通8番30	宅地	1,403.12平方メートル	1,403.12平方メートル

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり交付する。

##### (1) 場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市財政局財産有効活用部財産管理課

電話 092-711-4176

##### (2) 期間

この公告の日から令和5年7月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

##### (3) 時間

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## 福岡市公告第156号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年6月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市早良区大字西1808番3並びに1805番1及び1824番1の各一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町別府北一丁目13番1-514号

久保 春菜

## 福岡市公告第157号

博多港港湾施設管理条例（以下「条例」という。）第18条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、博多港港湾施設管理条例施行規則第17条の規定により次のように公告する。

令和5年6月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
アイランドシティはばたき公園	福岡市東区香椎照葉七丁目

## 2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第16条の2に規定する行為の制限及び条例第16条の4に規定する利用の制限に関する業務
- (2) 条例第16条の5第3項に規定する利用の承認に関する業務
- (3) 条例第16条の7第1項及び第2項に規定する使用料の徴収に関する業務
- (4) 条例第16条の11において準用する条例第10条に規定する使用料（前号に規定する使用料に限る。）の減免に関する業務
- (5) 緑地の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

## 4 管理の基準

## (1) 管理事務所の開所期間及び開所時間

1月4日から12月28日まで

午前9時から午後5時まで

ただし、提案内容により、利用期間を変更し、又は利用時間を延長することがある。

(2) 使用料の徴収

条例第16条の7第1項及び第2項に定める額を徴収すること。

(3) 使用料の納入の手続き

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が管理事務所の休館日又は指定管理機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の管理事務所の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(4) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(5) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第16条の4に定める要件

(6) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和6年度 43,204千円（議会の議決により額が変動することがある。）

(7) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払い方法については、毎月、前金で支払う。なお、具体的な支払方法等については、指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることのできる資格

市内に事業所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

- 
- (4) 法人等又はその代表団体が、次のいずれかに該当するもの
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
  - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
  - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 法人等及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- (6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり配布する。
- (1) 方法  
本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。
  - (2) 期間  
令和5年6月12日から同年7月28日まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
    - ア 期間  
令和5年6月12日から同年8月9日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
    - イ 時間  
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 提出先  
福岡市博多区沖浜町12番1号  
福岡市役所（港湾空港局アイランドシティ事業部計画調整課）  
電話 092-282-7037
-